

## 林道に係る地方創生道整備推進交付金の実施について

〔平成31年3月28日付30林整整第1176号〕  
林 野 庁 長 官 通 知

### 第1 通則

林道に係る地方創生道整備推進交付金の実施については、「地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日付け、府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知）」、「地方創生道整備推進交付金交付要綱（平成28年4月20日付け、28農振第150号・国道環安第8号）」、「地方創生道整備推進交付金交付要領（平成28年4月20日付け、28農振第167号、28林整整第30号、国道総第26号）」によるほか、本通知によるものとする。

### 第2 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手は、原則として、国からの交付金交付決定を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、事業実施主体は、交付金交付決定を受けるまでの期間内に生じるあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、その理由を具体的に付して、参考様式により地方創生道整備推進交付金交付決定前着手届を林野庁長官に提出し、行うものとする。

### 附則

この通知は、平成31年4月1日から施行する。

参考様式

番 号  
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 印

平成〇〇年度地方創生道整備推進交付金交付決定前着手届

「林道に係る地方創生道整備推進交付金の実施について」第2の規定により、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前着手したいので、お届けする。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別紙

- 1 地域再生計画の名称
- 2 路線名、事業箇所（市町村名）
- 3 事業実施主体
- 4 当該年度の事業内容、事業費及び国費
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由